

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 16 期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

令和 6 年 8 月 30 日作成

監査法人名 監査法人 銀 河

所 在 地 札幌市中央区南 1 条西 7 丁目 12 番地 6  
パークアベニュービル 6 階

代 表 者 木 下 均

### 一．業務の概況

#### 1． 監査法人の目的及び沿革

##### イ．目的

財務書類の監査又は証明の業務。

財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に  
応ずる業務。

上記 及び に附随する業務。

##### ロ．沿革

無限責任監査法人である監査法人銀河を平成 20 年 12 月 10 日に設立。

設立時の社員数 5 名、出資金 1,000,000 円。

主たる事務所を北海道に置き、従たる事務所を東京都港区に置く。

主たる事務所所在地 札幌市中央区北 1 条西 5 丁目 3 番地 9 北一条ビル

従たる事務所所在地 東京都港区新橋 4 丁目 31 番 3 号 新橋オーシャンビル

平成 22 年 3 月 1 日社員 1 名加入、代表社員 5 名、社員 1 名の計 6 名体制となり、出資金  
は 1,300,000 円となる。

平成 23 年 4 月 1 日社員 1 名が代表社員に昇格、代表社員 6 名体制となり、出資金は  
1,600,000 円となる。

平成 24 年 9 月 19 日に主たる事務所所在地を 札幌市中央区南 1 条西 7 丁目 12 番地 6  
パークアベニュービル 6 階に移転。

平成 26 年 4 月 1 日に従たる事務所所在地を 東京都中央区日本橋大伝馬町 13 番 7 号  
日本橋大富ビルに移転。

平成 28 年 7 月 1 日社員 2 名加入、代表社員 6 名、社員 2 名の計 8 名体制となり、出資金  
は 2,000,000 円となる。

平成 29 年 7 月 1 日社員 1 名が代表社員に昇格、代表社員 7 名体制となる。

平成 30 年 4 月 1 日社員 1 名加入、代表社員 7 名、社員 2 名の計 9 名体制となり、出資金  
は 2,300,000 円となる。

平成 30 年 8 月 27 日社員 1 名加入、代表社員 7 名、社員 3 名の計 10 名体制となり、出  
資金は 2,600,000 円となる。

平成 30 年 9 月 25 日に従たる事務所所在地を 東京都中央区京橋 2 丁目 7 番 14 号 ビ  
ュレックス京橋 614 号室 に移転。

令和元年 7 月 1 日代表社員 1 名及び社員 1 名加入、代表社員 7 名、社員 4 名の計 11 名体  
制となる。

令和元年 11 月 29 日代表社員 1 名昇格、代表社員 2 名及び社員 1 名脱退、代表社員 6 名、  
社員 2 名の計 8 名体制となる。出資金は 1,900,000 円となる。

令和 2 年 4 月 20 日に従たる事務所所在地を 東京都台東区柳橋 1 丁目 3 番 6 号 ユニ  
デン浅草橋ビル 8 階 に移転。(令和 3 年 6 月 30 日現在 ユニデン浅草橋ビルから VORT  
浅草橋駅前 に名称変更)

令和 3 年 1 月 1 日に代表社員 2 名昇格及び社員 1 名加入、代表社員 8 名、社員 1 名の計  
9 名体制となる。出資金は 3,100,000 円となる。

令和 3 年 6 月 1 日に代表社員 1 名加入、代表社員 9 名、社員 1 名の計 10 名体制となる。  
出資金は 3,200,000 円となる。

令和 3 年 6 月 1 日に 2 ヶ所目の従たる事務所を富山県富山市に開設。

従たる事務所の所在地 富山県富山市内幸町 6 番 1 号 辻ビル 5 階

令和 4 年 1 月 1 日社員 1 名加入、代表社員 9 名、社員 2 名の計 11 名体制となる。出資金  
は 3,500,000 円となる。

令和 4 年 7 月 1 日に 3 ヶ所目の従たる事務所を 愛知県名古屋市中区に開設。

従たる事務所所在地 愛知県名古屋市中区東桜 2 丁目 22 番 18 号 日興ビルヂング 6 階

令和 5 年 7 月 1 日社員 1 名加入、代表社員 9 名、社員 3 名の計 12 名体制となる。出資金  
は 3,800,000 円となる。

2 . 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別  
無限責任監査法人

3 . 業務の内容

( 1 ) 業務概要

監査証明業務

法定監査 2 7 社及び任意監査 5 社の監査証明を行っております。

( 2 ) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

- (3) 監査証明業務の状況(被監査会社の数(監査証明業務の根拠となる法令の区分ごとの当該会計年度末現在における被監査会社等の内訳及び大会社等の内訳)を含む。)

令和6年6月30日現在

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	9 社	9 社
金商法監査	-	-
会社法監査	9	-
学校法人監査	-	-
労働組合監査	-	-
その他の法定監査	9	-
その他の任意監査	5	-
計	32	9

- (4) 非監査証明業務の状況

当期においては、予備調査、IPO 案件のショートレビュー、コンフォートレター、財務諸表・内部統制調査業務、委託審査の受嘱を行っております。

#### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

- (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

##### 経営の基本方針、 経営管理に関する措置

社員総会規程及び理事会規程を整備し、定時に社員総会や理事会を開催するほか、早急な意思決定が必要な場合には、臨時社員総会や臨時理事会を開催することとしております。最終的な意思決定機関は社員総会となりますが、経営の基本方針及び経営管理にかかわる業務の執行については、代表社員6名で構成される理事会で合議により意思決定し、理事会での決定事項は、随時、全社員に伝達される体制を整備し運用しております。

また、外部の経営管理委員を含めた経営管理委員会を設置しております。経営管理委員会は、当法人の経営及び業務運営全般が適切に実施されているかどうかについて、適切なアドバイスを提供する機関として設置され、年2回の定期開催のほか、必要に応じて臨時開催し、経営に関する助言を行い、理事会に提言しております。

##### 法令遵守に関する措置

各種規程の制定及び周知を通じて、社員及び専門要員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備しております。

社員及び専門要員による当法人内外の法令、関係規則、諸規定等に違反する、またはそのおそれのある行為に関する内部通報制度(監査ホットライン)を整備し、法令遵守の実効性を高めています。

## (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

### 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種規則等を理解し遵守することを監査チームに義務付けております。

当法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種規則等に準拠して、当法人としての方針及び手続を、「品質管理規程」等において定めています。

また、定期的に、職業倫理、インサイダー取引防止に関する法人内研修を実施しております。

独立性を確保するために、監査チームごとに定期的に独立性に抵触していないか確かめるとともに、毎年1月に全専門要員から「監査人独立性チェックリスト」の提出を求め、独立性が確保されているかどうかの点検を行っております。この他、専門要員の入所時や新規クライアント監査開始時においては特に独立性確保の確認を実施しております。

これらの独立性の保持やコンプライアンスの遵守は年間を通して確認しております。

### 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新にあたっては、当法人が時間と人的資源等を含む業務を実施するための適性と能力を有し、関連する倫理規則等を遵守できるか否か、経営者の誠実性等を慎重に評価し、監査品質に重要な影響を及ぼす事項がないこと等を満たす場合にのみ、監査契約の新規締結及び更新を行っております。

監査責任者は、監査契約の新規締結及び更新が、当法人の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、その過程を文書化しています。

監査契約の新規締結にあたっては、社員総会において決定することとし、更新にあたっては、審査担当社員の承認を必要としています。なお、契約更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、速やかに、全社員へ情報共有することとされており、その場合は、社員総会で協議のうえで、契約更新の可否を判断することとしています。

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規締結及び更新にあたっては、不正リスクを考慮して、監査契約締結あるいは更新に伴うリスクの程度を評価しています。

### 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

#### ア．社員の報酬決定に関する事項

当法人は、法人内規程に基づき報酬の決定を行っております。

#### イ．社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は、すべての監査実施者に対して継続的な教育・訓練を受けることの必要性を機会あるごとに伝えるとともに、継続的専門能力開発制度に関する細則で定める必要な単位数の履修を義務付け、履修状況の管理を行っております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、監査実施者が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研

修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

#### 業務の実施及びその審査

##### ア．専門的な見解の問合せ

当法人内では対応困難な経験のない重要な事案がある場合は、専門的な見解の問合せを実施し、専門家の知見を得た上で、検討することとしています。

専門的な見解の問い合わせに関する監査マニュアル（問い合わせ必須事項、問い合わせ手順、問い合わせ先、問い合わせ先の評価結果、実施記録様式、依頼様式を含む）及びモデル調書様式を制定しております。

##### イ．監査上の判断の相違の解決

監査責任者と審査担当者が監査上の判断の相違が解決できない場合には、審査委員会を設置し、合議制による審査を実施する体制を整備しております。審査委員会でも監査上の判断の相違が解決できない場合、他の監査事務所等に専門的な見解の問い合わせを行うことも検討し、最終的には社員全員で協議して、監査上の判断の相違を解決することとしております。

##### ウ．監査証明業務に係る審査

当法人では、個別監査業務ごとに審査担当社員を選任し、監査計画の策定や修正と監査意見の形成等に関する審査を適時に実施し、審査が完了しない限り監査報告書を発行してはならない旨を審査規程に定めています。

審査には、契約更新審査、計画審査、個別審査、意見審査、結論審査、調書審査があり、契約更新審査、計画審査、意見審査、結論審査については、それぞれ適時に実施するように審査管理簿による管理が行われております。

##### エ．監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書は紙面で作成しており、以下の方法により、監査ファイルの最終的な整理後に監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止しております。

###### (a) 電子データ化

紙調書の最終的な整理を終え、監査ファイルの最終的な整理を完了する期限までに、法人所定のスキャナーで読み取り、電子データ化しています。

なお、監査契約書、監査報告書等電子データ化に馴染まない冊子類等の監査調書は電子データ化対象とせず、品質管理担当責任者が管理する所定の調書ロッカー又は倉庫に、紙調書として保管し、厳重に保管することとし、必要に応じて、品質管理担当責任者若しくは品質管理担当責任者が指名した者の立会いの下、紙調書を閲覧、スキャン、コピーすることができるものとしています。

###### (b) 電子データの保管

品質管理担当責任者は、スキャナーで読み取った電子データを、品質管理担当責任者及びその副担当のみがアクセスできる専用サーバー内のフォルダに保管しています。

#### 業務の品質の管理の監視に関する措置

個別の監査業務については、監査チームメンバー及び審査担当者以外の者が、品質管理担当者として選任され定期的な検証を行っております。

監査業務の定期的な検証のため毎年一定数の監査クライアントを選定し、各業務執行社員が少なくとも3年に1回の頻度により被検証対象となるよう実施することで、個別の監査業務が当法人の定める品質管理システムに準拠していることを確認しております。

定期的な検証の結果は、品質管理担当責任者へ報告されるとともに、業務執行社員及び審査担当者に通知され、業務執行社員は、指摘事項への対応結果を定期的検証担当責任者及び審査担当者に報告し、定期的検証担当責任者及び審査担当者は指摘事項への対応状況の適切性を確認しています。品質管理担当責任者は定期的な検証での指摘事項への対応状況をモニタリングしています。

個別の監査業務の定期的な検証において発見された指摘事項のうち、法人全体で対応すべきと認められる指摘事項については、法人内研修等で情報共有するとともに、監査業務の手続書や審査書類の改正等を通じて再発防止に配慮しております。

#### 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

「品質管理規程」及び「審査規程」において、業務の品質管理の方針を策定するとともに、業務の品質の管理における責任の所在を明確にしております。

「品質管理担当責任者等の選考のガイドライン」において、品質管理担当責任者、業務執行社員及び審査担当者の選考指針を定め、社員総会、理事会等の所定の選任権限を持つ機関が、適切と認められる社員を選任しております。

#### (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、公認会計士である社員以外の社員については、公認会計士法及び同施行規則に定める法定要件を充足することを確認するとともに、監査証明業務に関連する役職等への就任に制限を加えることとしております。

なお、令和6年6月30日現在、当法人には公認会計士である社員以外の社員はおりません。

#### (4) 直近において法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査を受けた年月 令和4年9月

#### (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員1名による当該措置が適正であることの確認

当法人の理事長木下均は、当法人の第16期(令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る)又は他の監査法人との業務上の提携(法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。以下この号において同じ。)との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

## 二．社員の概況

### イ 社員の数

公認会計士	特定社員	合 計
12 人	- 人	12 人

### ロ 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
理事会	経営の基本方針及び経営管理にかかわる業務の執行	6 人	- 人	6 人

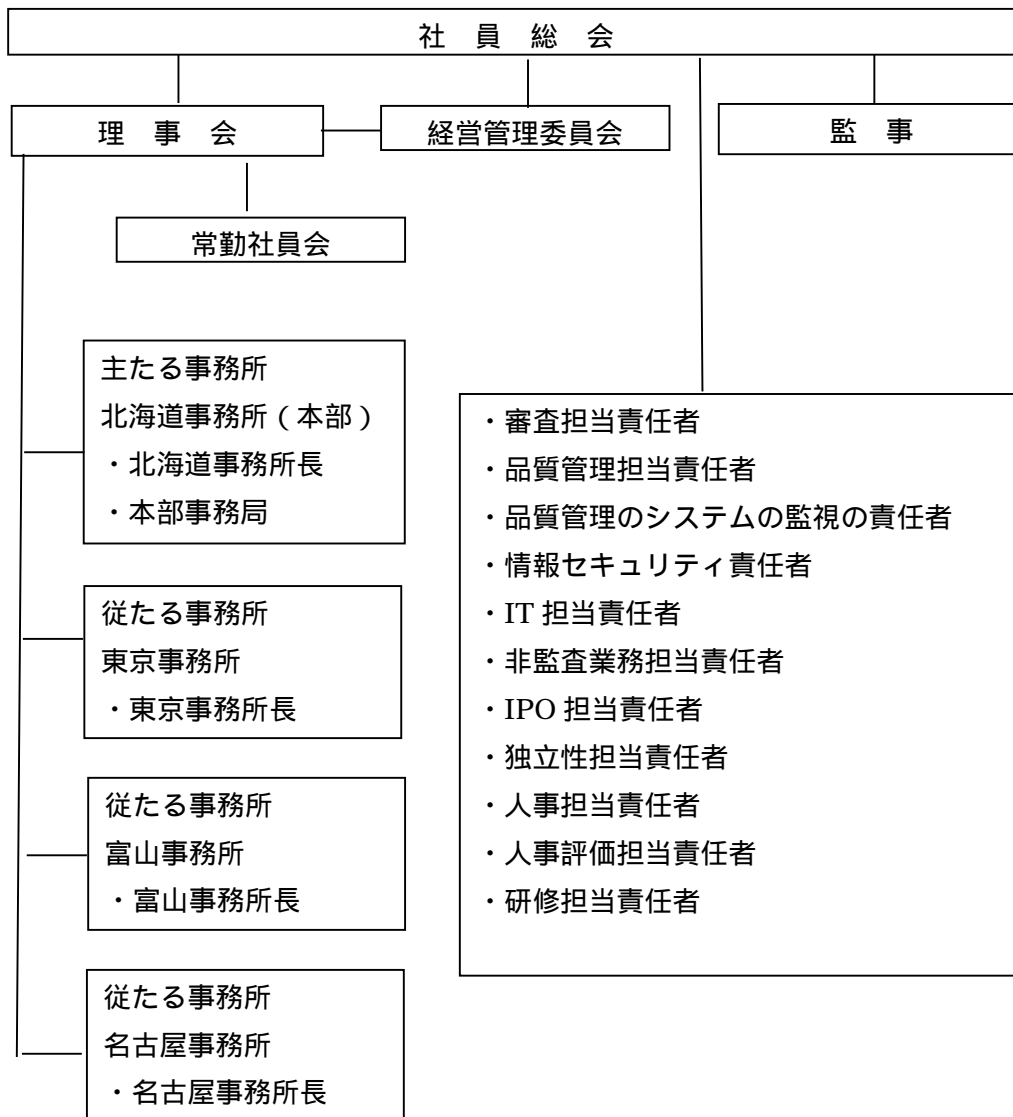
## 三．事務所の概況

イ 名称	ロ 所在地	ハ 当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)北海道事務所	札幌市中央区南 1 条西 7 丁目 12 番地 6 パークアベニュービル 6 階	7 人	- 人	7 人	13 人
(従)東京事務所	東京都台東区柳橋 1 丁目 3 番 6 号 VORT 浅草橋駅前 III 8 階	2	-	2	12
(従)富山事務所	富山県富山市内幸町 6 番 1 号 辻ビル 5 階	2	-	2	10
(従)名古屋事務所	愛知県名古屋市中区東桜 2 丁目 22 番 18 号 日興ビルヂング 6 階	1	-	1	8
計		12	-	12	43



四．監査法人の組織の概要

組 織 概 要 図



社員総会の下、理事、監事、審査担当責任者、品質管理担当責任者、品質管理のシステムの監視の責任者、情報セキュリティ責任者、IT 担当責任者、非監査業務担当責任者、IPO 担当責任者、独立性担当責任者、人事担当責任者、人事評価担当責任者、研修担当責任者が選任され、理事は理事会を構成して法人の運営にあたり、監事は法人の財務に関する事項を監査する。経営管理委員会は、当法人の経営及び業務運営全般が適切に実施されているかどうかについて、適切なアドバイスを提供する機関として設置され、経営に関する助言を行い、理事会に提言する。また、各事務所において、監査チームが組織され、監査チームごとに審査担当者、品質管理担当者が決められ、相互けん制体制を整えている。このほか本部には事務局が置かれている。

## 五．財産の概況

- 1． 直近の2会計年度の売上高（役務収益を含む。）の総額（監査証明業務及び非監査証明業務の区分ごとの内訳を含む。）

（単位：千円）

	第15期（令和4年度） 令和4年7月1日～ 令和5年6月30日	第16期（令和5年度） 令和5年7月1日～ 令和6年6月30日
売上高		
監査証明業務	426,800	434,944
非監査証明業務	13,350	11,810
合計	440,150	446,754

- 2． 直近の二会計年度の計算書類  
無限責任監査法人のため添付しない。
- 3． 2．に掲げる計算書類に係る監査報告書  
無限責任監査法人のため添付しない。

## 六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

株式会社土屋ホールディングス、株式会社光ハイツ・ヴェラス、株式会社進学会ホールディングス、株式会社テーオーホールディングス、株式会社キットアライブ、株式会社テクノロジーズ、朝日印刷株式会社、株式会社ダイイチ、インテグループ株式会社

以上